

第5 学生指導

1 学生生活への配慮

(1) 学生委員会の組織と今までの活動状況

ア 組織

学生委員会は「新潟県立看護短期大学教授会規程」第6条の規定に基づき、教授会に設けられており、委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、新潟県立看護短期大学委員会規程に定められている。学生委員会へは学生部長の出席を求め、主に厚生指導に関連した事項について意見を聴している。所管事項は、第2の2(1)のとおりである。

イ 今までの活動概略

学生委員会の所管事項について、具体的な活動内容は以下のとおりである。

(ア) 学生の保健管理に関して（学生の健康診断結果のまとめと対応）

- a 保健室の管理
- b 保健室の利用状況のまとめ
- c 学外実習に伴う感染事故等の対策
- d 心理相談

(イ) 修学資金貸与事業に関して

- a 各種奨学生の選考

(ウ) 授業料の減免に関して

- a 授業料の減免審査

(エ) 学生の課外活動に関して

- a 自治会活動支援
- b 学内での課外活動（サークル活動）の支援
- c 学外での課外活動（ボランティア活動等）の支援
- d 海外研修支援

(オ) 学生生活に関して

- a 日常生活の相談
- b 長期休業中の生活指導
- c アパート情報の提供
- d 学生のアルバイトについての相談
- e 学生の事件・事故等の相談
- f 大学施設の利用についての検討
- g 食堂利用についての検討
- h 食堂委員会の運営

(カ) 新入生ガイダンスに関して

- a 学内ガイダンスの企画と実施
- b 学外ガイダンスの企画と実施

(2) 学生の保健管理

ア 健康管理

学生の健康管理については、学校保健法に基づき学校医の任命、保健室の設置・運営、健康診断等を実施している。健康診断は例年4月に実施している。

学校医は身体面の健康相談と指導、定期健康診断後精密検査の必要な学生に対する個別指導のほか、随時発生する急病者の診察・治療処置を行っている。

イ 保健室の管理と利用状況のまとめ

保健室には、健康相談・健康診断・健康指導に必要な物品、発病や事故に対処するための備品・医薬品を常備している。その管理運営は学生委員会が担当し、定期的に備品・医薬品の点検と補充を行っている。そして学校医とともに学生の健康状態に留意し、急病・疾病発生時には速やかに対応し、必要時健康指導・生活指導を行うなど学生の健康維持に努めている。過去6年間の保健室の利用状況は下表のとおりである。

表5-1 保健室の利用状況 (単位：人)

	内科系 腹痛,頭痛, 発熱,貧血等	外科・整形 捻挫,打撲, 切傷等	耳鼻・眼 皮膚・歯 鼻出血,歯痛, 火傷等	その他 不明	合計
6年度	41	29	3		73
7年度	128	28	6	8	170
8年度	121	19	3	4	147
9年度	134	43	6		183
10年度	133	32	6	5	176
11年度	168	48	2	3	221

ウ 学外実習に伴う感染事故等の対策

感染事故等の対策については、平成9年度に「感染防止対策マニュアル」を作成し、入学時ガイダンス及び実習開始前にオリエンテーションを実施して、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めている。

また、学内外の病気や事故に備え「学生教育研究災害障害保険」及び病院等での実習における賠償補償を含む「学生総合補償保険」への加入を勧めている。

前者の保険は全員加入を原則としている。後者は任意加入とし、全学生の約10%が

